



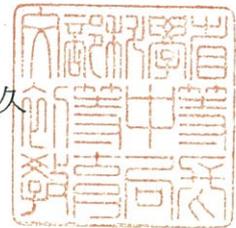
31文科初第152号
平成31年4月22日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長

永山 賀久



(印影印刷)

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に際しての
学校における児童生徒への指導について（通知）

この度、「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」（平成29年法律第63号）（以下、本特例法という。）に基づき天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位が行われることとなりました。本特例法では、その趣旨として、「天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現する」旨定められています。

また、本特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」（平成30年法律第99号）（以下、本休日法という。）が制定されました。

さらに、平成 31 年 4 月 2 日付で御即位当日における祝意奉表について閣議決定が行われ、皇太子殿下の御即位当日の学校における祝意奉表について、同日付「御即位当日における祝意奉表について（通知）」（31 受文科総第 53 号）で文部科学事務次官から通知したところです。

各学校においては、あらかじめ適宜な方法により、本特例法に基づく天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位について、また、御即位に際し、本休日法の趣旨を踏まえ、国民こぞって祝意を表する意義について、児童生徒に理解させるようにすることが適当と思われますので、あわせてよろしく御配慮願います。

については、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所管の学校及び学校法人等に対し、各国立大学法人の長におかれては、管下の学校に対し、周知していただくようお願いいたします。

なお、本休日法の制定に伴い、皇太子殿下の御即位当日の 5 月 1 日及び即位礼正殿の儀当日の 10 月 22 日は休日となるとともに、同法及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に基づき 4 月 30 日及び 5 月 2 日も休日となりますので、念のため申し添えます。

【参考資料】

- ・別添 1：天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）抜粋
 - ・別添 2：天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）
 - ・別添 3：「御即位当日における祝意奉表について」（写）（平成 31 年 4 月 2 日付文部科学事務次官通知）
- （参考）天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について（平成 30 年 4 月 3 日閣議決定）
- （参考）政府広報オンライン（平成 31 年 3 月 14 日）
- （参考）学習指導要領（抜粋）

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）抜粋

（趣旨）

第一条 この法律は、天皇陛下が、昭和六十四年一月七日の御即位以来二十八年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、八十三歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、五十七歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範（昭和二十二年法律第三号）第四条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律
(平成30年法律第99号)

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日は、休日とする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成二十九年法律第六十三号)第二条の規定による天皇の即位に関して適用する。

(他の法令の適用)

第二条 本則の規定により休日となる日は、国民の祝日に関する法律(昭和三十二年法律第七十八号)に規定する国民の祝日として、同法第三条第二項及び第三項の規定の適用があるものとする。

2 本則及び前項の規定により休日となる日は、他の法令(国民の祝日に関する法律を除く。)の規定の適用については、同法に規定する休日とする。

(この法律の失効)

第三条 この法律(次項を除く。)は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が同法附則第二条の規定により効力を失ったときは、その効力を失う。

2 前項の場合において必要な経過措置は、政令で定める。

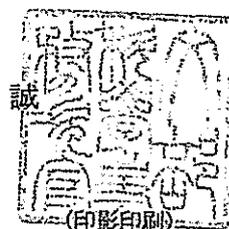


31受文科総第53号
平成31年4月2日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
小学校高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各大学共同利用機関法人機構長
各文部科学省施設等機関の長
各文部科学省特別の機関の長
各文部科学省独立行政法人の長
各文部科学省国立研究開発法人の長
日本私立学校振興・共済事業団理事長
公立学校共済組合理事長

殿

文部科学事務次官
藤原



御即位当日における祝意奉表について（通知）

標記について、平成31年4月2日付けで、別添のとおり内閣官房長官から文部科学大臣宛て通知がありました。

ついては、貴機関及び貴管下の学校その他の教育機関においても、この趣旨に沿ってよろしくお取り計らい願います。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校その他の教育機関等に対して、各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人その他の教育機関等に対して、国公立大学長におかれては、その管下の学校に対して、本件の周知をお願いします。

【本件連絡先】

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第1係
電話：03-5253-4111（内線3003）



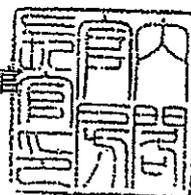
閣総皇式第2号

平成31年4月2日



文部科学大臣 殿

内閣官房長官



御即位当日における祝意奉表について (依命通知)

本日の閣議において、別紙のとおり決定されましたので、命により通知いたします。貴府省部内一般及び各公署等に対して、しかるべく御配慮願います。

(別紙)

御即位当日における祝意奉表について

〔平成31年4月2日〕
閣議決定

御即位当日（5月1日）、祝意を表するため、各府省においては、下記の措置をとるものとする。

記

- 1 国旗を掲揚すること。
- 2 地方公共団体に対しても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。
- 3 地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について

〔平成30年4月3日
閣議決定〕

天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位が、国民の祝福の中でつつがなく行われるよう、関連する国の儀式等の準備を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を下記のとおり定める。

記

第1 各式典の挙行に係る基本的な考え方について

各式典の挙行については、次の基本的な考え方に基づき、準備を進めることとする。

- 1 各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること
- 2 平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること

第2 各式典の挙行に係る体制について

各式典の円滑な実施が図られるよう、平成30年秋を目途とし、各式典の大綱等を決定するため、内閣に、内閣総理大臣を委員長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典委員会（仮称）」（以下「委員会」という。）を設置するとともに、各府省の連絡を円滑に行うため、内閣府に、内閣官房長官を本部長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典実施連絡本部（仮称）」（以下「連絡本部」という。）を設置し、各式典に係る事務は、委員会及び連絡本部の統括の下に行うものとする。

第3 天皇陛下御在位三十年記念式典について

- (1) 天皇陛下御在位三十年を記念し、国民こぞってこれを祝うため、天皇陛下御在位三十年記念式典を行う。
- (2) 天皇陛下御在位三十年記念式典は、平成31年2月24日に、内閣の行う行事として、国立劇場において行う。
- (3) 式典の事務は、内閣府が行う。

第4 天皇陛下の御退位に伴う式典について

天皇陛下の御退位に際しては、「退位の礼」として次のとおり退位礼正殿の儀を行う。

- (1) 天皇陛下の御退位を広く国民に明らかにするとともに、天皇陛下が御退位前に最後に国民の代表に会われる儀式として、退位礼正殿の儀を行う。
- (2) 退位礼正殿の儀は、天皇陛下の御退位の日となる平成31年4月30日に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。
- (3) 儀式の事務は、宮内庁が行う。

第5 皇太子殿下の御即位に伴う式典について

皇太子殿下の御即位に際しては、「即位の礼」として1から5までに掲げる儀式及び6に掲げる行事を行うとともに、文仁親王殿下が皇嗣となられることに伴い、7に掲げる儀式を行う。

1 剣璽等承継の儀

- (1) 御即位に伴い剣璽等を承継される儀式として、剣璽等承継の儀を行う。
- (2) 剣璽等承継の儀は、皇太子殿下の御即位の日（5月1日）に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。
- (3) 儀式の事務は、宮内庁が行う。

2 即位後朝見の儀

- (1) 御即位後初めて国民の代表に会われる儀式として、即位後朝見の儀を行う。
- (2) 即位後朝見の儀は、剣璽等承継の儀後同日に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。
- (3) 儀式の事務は、宮内庁が行う。

3 即位礼正殿の儀

- (1) 御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式として、即位礼正殿の儀を行う。
- (2) 即位礼正殿の儀は、御即位の年の10月22日に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。
- (3) 儀式の事務は、内閣府が行う。

4 祝賀御列の儀

- (1) 即位礼正殿の儀終了後、広く国民に御即位を披露され、祝福を受けられるための御列として、祝賀御列の儀を行う。
- (2) 祝賀御列の儀は、即位礼正殿の儀後同日に、国事行為である国の儀式として、宮殿から皇太子殿下の御在所までの間において行う。
- (3) 儀式の事務は、内閣府が行う。

5 饗宴の儀

- (1) 御即位を披露され、祝福を受けられるための饗宴として、饗宴の儀を行う。
- (2) 饗宴の儀は、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。
- (3) 儀式の事務は、内閣府が行う。

6 内閣総理大臣夫妻主催晩餐会

- (1) 即位礼正殿の儀に参列するため外国から来日いただいた外国元首・祝賀使節等に日本の伝統文化を披露し、日本の伝統文化への理解を深めていただくとともに、来日に謝意を表すための晩餐会として、内閣総理大臣夫妻主催晩餐会を行う。
- (2) 晩餐会は、即位礼正殿の儀の翌日に、内閣の行う行事として、東京都内において行う。
- (3) 晩餐会の事務は、内閣府が行う。

7 立皇嗣の礼

- (1) 文仁親王殿下が皇嗣となられたことを広く国民に明らかにする儀式として、立皇嗣の礼を行う。
- (2) 立皇嗣の礼は、皇太子殿下が御即位された年の翌年に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。
- (3) 儀式の事務は、宮内庁が行う。

平成31年3月14日

皇太子殿下の御即位をお祝いする 今年限定の「国民の祝日」です。

～5月1日「天皇の即位の日」、10月22日「即位礼正殿の儀の
行われる日」

今年、天皇陛下が御退位されるとともに、皇太子殿下が御即位され、新たな元号に変わる特別な年に当たります。御即位に際し、国民こぞって祝意を示すため、「天皇の即位の日」の5月1日と、「即位礼正殿の儀の行われる日」の10月22日が、今年に限り「国民の祝日」となります。



インデックス

1. 皇太子殿下の即位を祝う今年限りの祝日とは？
2. 「天皇の即位の日」が祝日になって、ゴールデンウィークが10連休に？
3. 10連休中、病院や金融機関、行政サービスはどうなるの？

コラム

- 皇位継承ではどのような儀式が行われるの？
- 「国民の祝日」とは？

1. 御即位を祝う今年限りの祝日とは？

5月1日の「天皇の即位の日」、10月22日の「即位礼正殿の儀の行われる日」



皇位継承などの皇室に関する事柄は、昭和22年（1947年）に制定された「皇室典範」に定められています。しかし、皇室典範には天皇の「退位」については定められていません。そこで、天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位を実現するための「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が平成29年6月に制定され、天皇陛下が今年4月30日限りで御退位され、皇太子殿下が直ちに御即位されることとなりました。

御退位の日には、国事行為である国の儀式として「退位礼正殿の儀（たいいれいせいでんのぎ）」が行われ、御即位の日には「剣璽等承継の儀（けんじとうしょうけいのぎ）」などが行われます。そして、今年10月22日には、天皇陛下の御即位を公に宣明される「即位礼正殿の儀（そくいれいせいでんのぎ）」などが行われます。

今回のように、天皇陛下の御退位と皇太子殿下の御即位が同時に行われるのは約200年ぶりのことであり、憲政史上初めてのことです。国民こそって御即位に祝意を示すため、「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」が制定され、今年5月1日の「天皇の即位の日」、同年10月22日の「即位礼正殿の儀の行われる日」が、今年限定の「国民の祝日」に定められました。

皇太子殿下が御即位され、新たな元号になる今年は、私たち日本国民にとっても特別な年といえるでしょう。

コラム1

皇位継承ではどのような儀式が行われるの？

皇位の継承に際しては、様々な儀式が行われます。今回行われる儀式のうち、国事行為である国の儀式を紹介します。

※写真はすべて平成の天皇陛下御即位の際のもの（宮内庁提供）。

<天皇陛下の御退位に伴う式典>

・退位礼正殿の儀（たいいれいせいでんのぎ）

天皇陛下の御退位を広く国民に明らかにするとともに、天皇陛下が御退位前に最後に国民の代表に会われる儀式です。天皇陛下の御退位の日となる今年4月30日に、国事行為である国の儀式として、宮中において行われます。

<皇太子殿下の御即位に伴う式典>

・剣璽等承継の儀（けんじとうしょうけいのぎ）

御即位に伴い、皇位とともに伝わるべき由緒ある物である剣璽、天皇の国事行為に使用される物である国璽（こくじ）及び御璽（ぎよじ）を承継される儀式です。皇太子殿下の御即位の日（今年5月1日）に、国事行為である国の儀式として、宮中において行われます。



・即位後朝見の儀（そくいごちょうけんのぎ）

御即位後初めて国民の代表に会われる儀式です。剣璽等承継の儀が行われた後、同日に、国事行為である国の儀式として、宮中において行われます。

・即位礼正殿の儀（そくいれいせいでのぎ）

御即位を公に宣明されるとともに、その御即位を内外の代表がことほぐ儀式です。今年10月22日に、国事行為である国の儀式として、宮中において行われます。



・祝賀御列の儀（しゅくがおんれつのぎ）

即位礼正殿の儀終了後、広く国民に御即位を披露され、祝福を受けられるための御列（パレード）です。即位礼正殿の儀が行われた後、同日に、国事行為である国の儀式として、宮殿から天皇陛下の御在所までの間において行われます。



・饗宴の儀（きょうえんのぎ）

御即位を披露され、祝福を受けられるための饗宴です。今年10月22日、25日、29日、31日に計4回、国事行為である国の儀式として、宮中において行われます。

ここで紹介した国事行為である国の儀式のほかにも、皇位継承に際して様々な皇室の儀式が行われます。もっと詳しく知りたい場合は、宮内庁のウェブサイトをご覧ください。

[宮内庁「ご即位・大礼の主な儀式・行事」](#)

2. 「天皇の即位の日」が祝日になって、ゴールデンウィークが10連休に？

祝日と祝日の間の4月30日と5月2日も休日になります

5月1日の「天皇の即位の日」が祝日になったことで、今年は4月30日（火）と5月2日（木）も「休日」になります。というのも、「国民の祝日に関する法律（祝日法）」の規定によって、「祝日と祝日に挟まれた平日」は「休日」になると定められているからです。



コラム2

「国民の祝日」とは？

「国民の祝日」は、「国民の祝日に関する法律」（祝日法）によって、「国民ごぞって祝い、感謝し、または記念する日」として定められたもので、下記の日が定められています。

天皇誕生日		天皇の誕生日を祝う ※2018年までは「12月23日」、2019年はなく、2020年からは「2月23日」が天皇誕生日
元日	1月1日	年のはじめを祝う
成人の日	1月の第2月曜日	大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い励ます
建国記念の日	2月11日	建国をしのび、国を愛する心を養う
春分の日	春分日	自然をたたえ、生物をいつくしむ
昭和の日	4月29日	激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす
憲法記念日	5月3日	日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する
みどりの日	5月4日	自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ
こどもの日	5月5日	こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する
海の日	7月の第3月曜日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う
山の日	8月11日	山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する
敬老の日	9月の第3月曜日	多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う
秋分の日	秋分日	祖先をうやまい、亡くなった人々を偲ぶ
体育の日	10月の第2月曜日	スポーツに親しみ、健康な心身を培う
文化の日	11月3日	自由と平和を愛し、文化をすすめる
勤労感謝の日	11月23日	勤労をたつとび、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう

3. 10連休中、病院や金融機関、行政サービスはどうなるの？

国民生活に支障が生じないよう、各分野で対応していきます

「天皇の即位の日」を含めて最大10連休となる今年のゴールデンウィークですが、医療機関や役所など公共機関が10日間も休みになると、生活に支障が出るのではないかと心配する声もあります。

10連休によって国民生活に支障が出ないようにするために、国は地方公共団体や金融機関、医療機関、交通機関などと連携協力し、対応を進めることとしています。

各分野の対応について、以下にまとめました。

10連休の各機関・施設での対応については、いつもご利用になっているそれぞれの窓口にご確認ください。

<各分野における連休中の対応>

■医療機関

年末年始などの休日と同様に、輪番制や独自の判断で休日診療を行うものと想定されています。休日当番医はお住まいの地域の自治体へ。かかりつけ医がいる場合は、各自ご相談を。

■交通機関

年末年始や大型連休などの連休と同様に運行されると想定されますが、詳しくは各交通機関のHP等をご確認ください。

■金融機関

10連休中も、ATMを利用した現金の引出し等のサービスは、通常の土日・祝日と同様に利用できます。ただし、金融機関の支店・営業店の営業が10連休となるため、連休前後に支店窓口が混雑する、休日日程が変更されるため資金決済予定日が変更となる等の影響が考えられます。

このため、混雑を避けるため可能な手続きについては早めに済ませておく、決済予定日が変更されることに伴う資金計画の変更等が生じないかを事前に確認する等の準備が必要でないか、ご確認ください。

証券取引所については、10日連続の休業日となりますが、証券取引所、証券会社において、連休前後で混乱をきたさないよう顧客等に広く周知するとともに、システムリスクの点検等を徹底いたします。具体的な対応については政府系を含む金融機関や証券取引所、証券会社等にご確認ください。

(参考) 関連リンク

[全国銀行協会](#)

10連休に係る資金繰り対策特別相談窓口の設置について

[株式会社日本政策金融公庫\[PDF\]](#)

[沖縄振興開発金融公庫](#)

[株式会社商工組合中央金庫\[PDF\]](#)

[一般社団法人全国信用保証協会連合会](#)

[日本取引所グループ](#)

<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0020/20181221-01.html>

<https://www.jpx.co.jp/news/1030/20190115-01.html>

■ 保育園

休日や祝日における保育については、休日等に常態的に保育が必要な方を対象に休日保育を実施している保育所や、一時預かり事業等で対応しています。10連休中も、自治体や保育園の実情に応じて、同様の対応がされる予定です。詳しくは、お住まいの市区町村窓口でご確認ください。



■ 郵便局

郵便局の窓口営業や各郵便局での金融相談の実施等については、お近くの郵便局にお尋ねください。配達について、速達、書留、ゆうパック等は、連休中も毎日配達を行います。普通郵便物、特定記録郵便物、一般のゆうメール等は、原則日曜、祝日等の配達はありませんが、通常どおり4月27日(土)に配達するほか、特例として、5月2日(木・休)に配達を行います。また、土曜、日曜、祝日及び休日に営業しているATMで通常貯金の預入・払戻し等がご利用いただけます。

(参考) 関連リンク

[日本郵便「10連休（2019年4月27日（土）～5月6日（月・休））期間中における配達、郵便局等の窓口及びATMの営業等について」](#)

■ 一般家庭ごみの収集

各市区町村によって対応が異なりますが、適切なおみ収集体制が確保されるよう適切なおみ収集体制が確保される予定です。詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

■ 消費生活相談

消費者ホットライン188は、通常の休日、大型連休と同様に利用できます。10連休中もお住まいの市区町村の消費生活センターなど身近な相談窓口におつなぎします。連休中に都道府県や市区町村の相談窓口が開所していない場合には、基本的に国民生活センターの相談窓口（土日祝10時～16時）におつなぎします。

■ 海外安全情報＜海外旅行の際の安全対策＞

10連休中に海外に渡航する際は、出発前に外務省海外安全ホームページや渡航先の在外公館のホームページから渡航先の安全情報を必ず確認してください。また、「たびレジ」に登録し、在外公館から届く渡航先の最新の安全情報（日本語のメール）を、ぜひご利用ください。

(参考) 関連リンク

[☐ 外務省「海外安全ホームページ」](#)

[☐ 外務省「「たびレジ」登録ページ」](#)

■その他

10連休中の休暇取得や就業に関してよくあるお問い合わせについて、労働基準法に関するQ&Aを作成しています。詳しくは以下をご覧ください。

(参考) 関連リンク

[☐ 厚生労働省「労働基準法に関するQ&A」本年4月27日から5月6日までの10連休に関してよくある質問について」](#)

<取材協力：内閣府 文責：政府広報オンライン>

政府広報

政府インターネットテレビ

[☐ 霞が関からお知らせします「今年的大型連休は10連休に～即位日等休日法と政府の対応について」](#)

関連リンク

[☐ 内閣府「「国民の祝日」について」](#)

[☐ 内閣府「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の円滑な施行に関する関係省庁連絡会議」](#)

学習指導要領（抜粋）

○小学校学習指導要領（平成20年告示）

第2節 社会

〔第6学年〕

2 内 容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア 政治の働きと国民生活との関係を具体的に指導する際には、各々の国民の祝日に関心をもち、その意義を考えさせるよう配慮すること。

エ イの「天皇の地位」については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい具体的な事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること。＜後略＞

○中学校学習指導要領（平成20年告示）

第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容

〔公民的分野〕

2 内 容

(3) 私たちと政治

ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。

※平成29年告示の新学習指導要領においても、同趣旨の記載あり。